

生活習慣を見直し、 健康の維持増進に 取り組みたい



企業として「メタボ対策」が求められる時代に

4月から特定健康診査・特定保健指導という新しい制度が始まりました。メタボリックシンドロームに焦点をあて、糖尿病、高血圧など生活習慣病に発展しそうな「予備軍」を早期に発見し、生活習慣を見直すためのサポートをすることにより、年々拡大していく医療費の支出に歯止めをかけようとするものです。

メタボリックシンドロームの社員が減らず一定以上の成果を出さない企業などには医療分担金を上乗せすることが検討されています。健康管理を個人任せにするのではなく、企業としても「メタボ対策」が求められてきているようです。



医療法人北斗会宇都宮東病院
尾崎史郎理事長

がつてくる。腎臓が少しづつ悪くなってくる。その先のステージにならざる。動脈硬化も出てくる。そのうち狭心症や心筋梗塞になる。それがさらに悪化すると死に至るケースもあります。

をする。6ヶ月後に改善効果があったかどうかを確認する。一定の成果を挙げられないとそこにはペナルティが課せられることになります。

けつこう縛りが厳しくなっていますので、皆さん努力しなければならないと思いません。ところが企業などは、「すぐにメタボ対策をしない」と言わざるを得ないのが分からず、とまどってしまうわけですから。

そういうときは、医療機関に相談していただきたい。

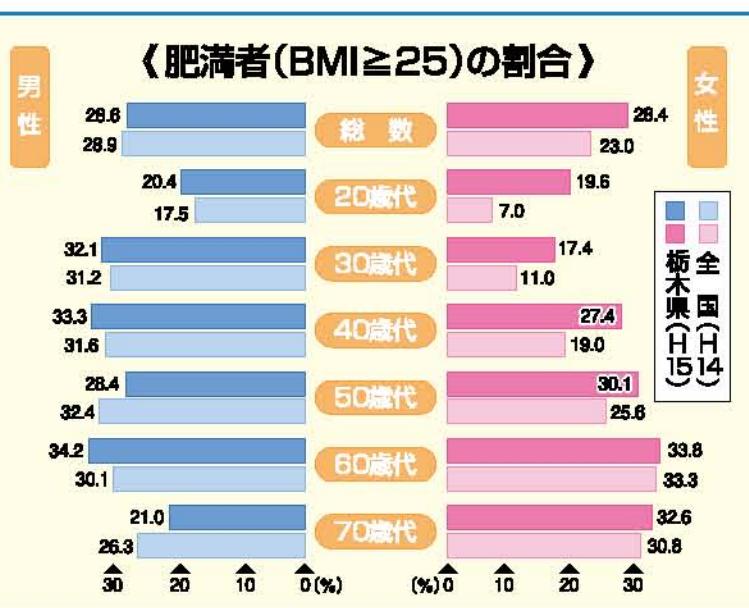
この先からは対策ができるいないで、どうしたいのでしょうか」とか、「何も対策ができるないので、一から全部やつていただけませんか」など。その会社がどこまでメタボリックに対応できているのか、担当者とすり合わせをして、「この部分を医療機関がサポートする」というような対策をとることができるわけです。

その会社の取り組みがどのレベルかを知らないと対応の仕方もわからないですから、まずは相談をしていただきたい。「社員を集めて講習会を開いてほしい」と要請されば医療機関が出向きます。

メンタル面のフォローが 働く意欲につながる

糖尿病の患者さんは、食べたくても食べられない食事制限がありますから、すごいストレスを抱えています。そういうストレスをとつてあげることも大切なことで、精神科的な療法、心理療法が必要となります。ストレスを取り除くだけで食欲中枢がさがって肥満が減るというデータがあります。

精神的な面も含めトータルでみていくことで、はじめてメタボリックというもののが改善していく方向に向かう。それが私たちの考



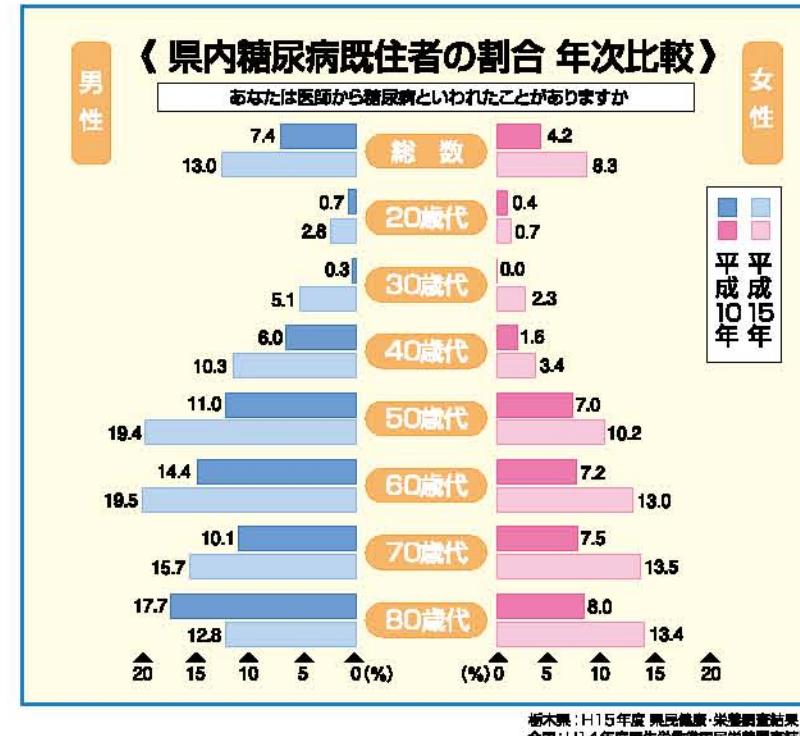
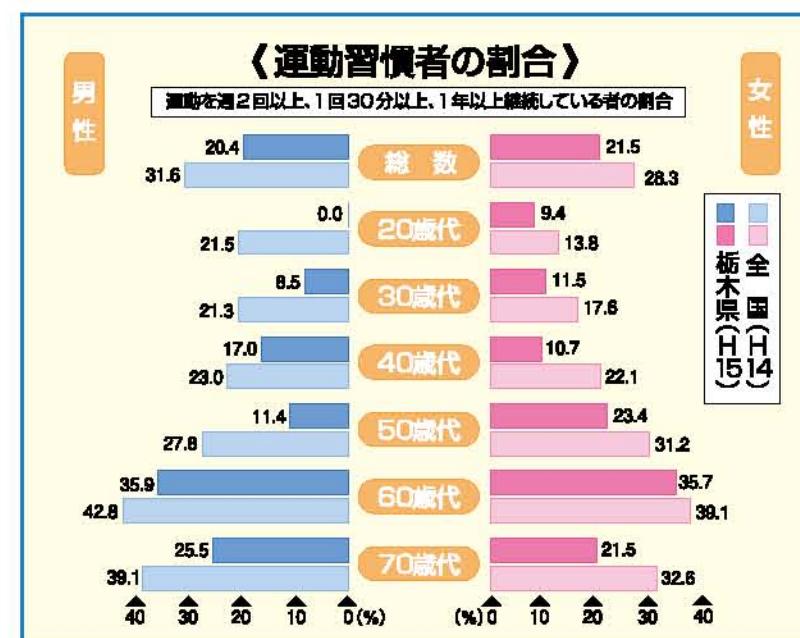
したらいでしようか」とか、「何も対策ができるないので、一から全部やつていただけませんか」など。その会社がどこまでメタボリックに対応できているのか、担当者とすり合わせをして、「この部分を医療機関がサポートする」というような対策をとることができるわけです。

その会社の取り組みがどのレベルかを知らないと対応の仕方もわからないですから、まずは相談をしていただきたい。「社員を

ならないと対応の仕方もわからないですから、まずは相談をしていただきたい。「社員を集めて講習会を開いてほしい」と要請されば医療機関が出向きます。

医者だけが治療する時代は終わって運動療法士、保健指導士、運動指導士、メンタル面をカバーしてくれる心理士、そういうスタッフが連携して対応していくことが大切です。気持ちが楽になれば「仕事をこなす頑張ろうかな」という気持ちが出てくるはずです。それは企業にとって、非常に大切なことです。

仕事の内容は複雑になっていきますから、「社員の精神的なフォローをしてほしい」という企業からの要望があります。産業カウンセラーや臨床心理士、それでも難しいので



あれば精神科の医師を派遣する。程度に応じて対応できますので、まずは医療機関に相談ください。

社員の健康を守ることには、会社のためにもある

病気にならないということは経済的にもすごくいいことです。病気になれば会社を休まなくてはならないですから収入は減少します。元気なうちに少しお金を払って働くことができ、「こいつはなかなかできるから出世させてやろうか」ということになります。健康であれば会社でよく上に行けるじゃないですか。

自分の健康を守ることは、家族を守ることであり、かつ会社のためになる。このへんのことをもう一度真剣に考えてほしい。健康にお金を使うことは、自分に対する考え方をしてほしと思いません。そのへんのことをもう一度真剣に考えてほしい。

Qこれまでの健診と、どう変わるの？

Aこれまで40歳以上の方々の一般的な健診は、お住まいの市町村がその住民を対象に実施していましたが、平成20年4月からは、40～74歳の方には、医療保険者（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険）が、加入者（被保険者・被扶養者）に特定健診を実施することになります。

Q誰が特定健診を受けられるの？

A都道府県に設置されている「後期高齢者医療広域連合」が健診を実施します。

Qどこで特定健診・保健指導を受けられるの？

A特定健康診査は、実施年度において40～74歳となる医療保険の加入者（毎年度4月1日現在で加入している者）が対象です。

Q費用はかかりますか？

A費用は主に医療保険者が負担しますが、医療保険者によっては費用の一部を自己負担として、受診者が受けれる時に、実施機関の窓口で支払うこともあります。

Qプライバシーが守られるか？

A医療保険者は個人情報保護法に従い健診・保健指導の結果データを厳重に管理することができます。

Q実施機関は選べるの？

A医療保険者が整備した実施体制（医療保険者自身で実施する場合は医療保険者、委託により実施する場合は委託先）のうち、医療保険者がご案内したところであれ

る投資、将来に対する投資だと考えてほしい。自分に投資できない人はだめだと思います。経営者にもそのような意識を持つていただきたいと思います。

II 特定健診・特定保健指導Q&A

特定健診、特定保健指導とは、どのような制度なのでしょう。Q&A形式での概要を紹介します。

Qこれまでの健診と、どう変わるの？

Aこれまで40歳以上の方々の一般的な健診は、お住まいの市町村がその住民を対象に実施していましたが、平成20年4月からは、40～74歳の方には、医療保険者（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険）が、加入者（被保険者・被扶養者）に特定健診を実施することになります。

Q誰が特定健診を受けられるの？

A都道府県に設置されている「後期高齢者医療広域連合」が健診を実施します。

Qどこで特定健診・保健指導を受けられるの？

A特定健康診査は、実施年度において40～74歳となる医療保険の加入者（毎年度4月1日現在で加入している者）が対象です。

Q費用はかかりますか？

A費用は主に医療保険者が負担しますが、医療保険者によっては費用の一部を自己負担として、受診者が受けれる時に、実施機関の窓口で支払うこともあります。

Qプライバシーが守られるか？

A医療保険者は個人情報保護法に従い健診・保健指導の結果データを厳重に管理することができます。

Q実施機関は選べるの？

A医療保険者が整備した実施体制（医療保険者自身で実施する場合は医療保険者、委託により実施する場合は委託先）のうち、医療保険者がご案内したところであれ

す。
なお、事業主健診の受診者は、事業主健診の項目に特定健康診査の項目が含まれることから、医療保険者が事業主健診の結果を事業主や受診者等から受領で必要はありません。

Q特定健診・保健指導を受けるためにはどうすればいいの？

A医療保険者から、対象者に受診券（保健指導券）や受診案内が届きます（郵送や手渡し等）ので、届き次第、受診券（利用券）と被保険者証を持って、医療保険者の案内する実施場所に行きます。

Qどこで特定健診・保健指導を受けられるの？

A特定健診・保健指導の場合は、指導結果データから、特定保健指導の対象者を抽出し利用券などをご案内することになります。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。なお、健診結果データは医療保険者にも送付されます。

A医療保険者では、受けとった健診結果データから、特定保健指導の対象者を抽出し利用券などをご案内することになります。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導の場合は、法律で罰則が定められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

特定保健指導とは？

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをします。

特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります。（よりリスクが高い方が積極的支援）

動機付け支援

積極的支援

初回面接

個別面接20分以上、または8名以下のグループ面接で80分以上専門的知識・技術を持った者（医師・保健師・看護師等）が、対象者に合わせた実践的なアドバイス等を行います。

自身で、「行動目標」に沿って、生活習慣改善を実践

面接・電話・メール・ファックス・手紙等を用いて、生活習慣の改善を応援します。（約3ヶ月以上）

特定保健指導（積極的支援）の4つの基本パターン

①効果重視の個別支援プラン

初回面接（個別面接またはグループ支援）

個別面接・通信支援

結果確認（通信または面接支援）

対象者を一度に集めることが難しい場合は、初回支援を個別面接で行。初回面接をグループ支援で行う場合は、専門家によるメタボ講習や実施方法などのオリエンテーションを行って、強化や動機づけを行う。初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

②グループ+通信支援プラン

初回面接（グループ支援）

グループ支援・通信支援

結果確認（通信または面接支援）

・工場など比較的通勤までの距離が短い職場での実験を行っており、モチベーションを維持しやすいプログラム。初回面接・個別面接は、専門家を派遣して行う。

初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

③通信支援プラン

初回面接（個別面接またはグループ支援）

通信支援

結果確認（通信支援）

・対面支援が必要な場合の1回（初回面接のみ）に限り、以後通話（電話、手紙、e-mailなど）によって実施する。1,2のプランよりも介入度が低いため、健保組合、職場、医療機関が選択できることが大切。初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

④初回面接なしプラン

事前アセメント

個別面接・グループ支援

結果確認（通信または面接支援）

・初回面接を義務組合などで実施し、その後の特定保健指導を受けるプログラム。全体のプログラムを一貫したものにするため、初回面接を実施した機関などと連携して実施していく。健診結果や初回面接の状況を把握するため、事前アセメントを行う。初回面接・個別面接支援は、専門家を派遣して行う。

※上記は宇都宮東病院の事例です。

A特定健康診査・特定保健指導は、加入者ご本人に受診・利用を義務付けられたものではありませんが、受けない場合は、ご自身の生活習慣を見直す機会を逃してしまうことになりますので、なるべく積極的な受診・利用をお願いします。

C特定健診・保健指導を受けないとどうなりますか？

ば、自由に選ぶことができます。

なお、実施体制は、厚生労働省で定めている施設や人員等に関する基準を満たしていることが前提となります。

ば、自由に選ぶことができます。

なお、実施体制は、厚生労働省で定めている施設や人員等に関する基準を満たしていないことがあります。

Qこれまでの健診と、どう変わるの？

Qこれまで40歳以上の方々の一般的な健診は、お住まいの市町村がその住民を対象に実施していましたが、平成20年4月からは、40～74歳の方には、医療保険者（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険）が、加入者（被保険者・被扶養者）に特定健診を実施することになります。

Q誰が特定健診を受けられるの？

A都道府県に設置されている「後期高齢者医療広域連合」が健診を実施します。

Qどこで特定健診・保健指導を受けられるの？

A特定健康診査は、実施年度において40～74歳となる医療保険の加入者（毎年度4月1日現在で加入している者）が対象です。

Q費用はかかりますか？

A費用は主に医療保険者が負担しますが、医療保険者によっては費用の一部を自己負担として、受診者が受けれる時に、実施機関の窓口で支払うこともあります。

Qプライバシーが守られるか？

A医療保険者は個人情報保護法に従い健診・保健指導の結果データを厳重に管理することができます。

Q実施機関は選べるの？

A実施機関は、委託元である医療保険者が個人情報保護規定を遵守して、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保険者が個人情報保護規定を遵守して、受診者のプライバシー情報を守ることが求められています。

Q特定健診・保健指導を受けた後は習慣の改善に関する情報が実施機関から届きます。

A特定保健指導は、委託元である医療保